

定期監査の結果に関する報告について（令和５年度第３回）

地方自治法第１９９条の規定により定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、福田裕監査委員、高橋絹子前監査委員が実施しました。

令和６年６月２６日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	福	田	裕
同	成	田	芳 律

令和 5 年 度

監 査 報 告 書

(第 3 回)

定 期 監 査

上 下 水 道 部

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の対象

上下水道部

3 監査の実施場所

企業庁舎

4 監査の実施期間

令和6年1月22日から令和6年2月6日

5 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも資金運用等事業の安定運営を図られたい。

全体的検討事項

時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和5年4月3日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。